

【千葉県外の学校】**書面**で**申請**する方向け（**早期給付・通常給付**）

申請前にご確認いただくと
スムーズにお手続きができます。

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 確認リスト

共通

- 事前に住民税所得割額や生活保護受給状況を確認し、奨学のための給付金の対象に該当することを確認しましたか。
※マイナポータルにより住民税所得割を確認することができます。
- 添付書類は揃っていますか。
必要事項が確認できない場合、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

＜早期給付の申請をする方＞

- 生活保護を受給している世帯もしくは道府県民税所得割・市町村民税所得割は非課税（０円）ですか。
該当しない場合は通常給付で申し込みをしてください。
- 年額の支給を受けるためには、早期給付・通常給付の計２回申し込みが必要になります。
認定基準日が異なるため、各証明書の発行日によっては、発行を２回お願いする場合がありますのでご了承ください。
（認定基準日）早期給付：４月１日 ／ 通常給付：７月１日

申請書（様式第１号）

- 表面／確認事項の５点を確認し、すべてにレ点を付けましたか。
- 表面／希望する手続きのどちらか一方にレ点を付けましたか。（早期給付か通常給付）
両方の申請を希望する場合は、申請書を分けて作成する必要があります。
- 表面／該当区分を確認し、該当する方にレ印を付けましたか。
（生活保護（生業扶助）受給世帯か、それ以外の世帯（住民税所得割が１８２,５００円未満の世帯））
- 裏面／生活保護（生業扶助）受給世帯ではない場合、【２】（３）に署名又は記名・押印をしましたか。
- 裏面／認定基準日と申請日で住所が異なる場合、【３】に認定基準日時点の保護者等の住所を記入しましたか。
- 裏面／【４】に署名又は記名・押印をしましたか。

マイナンバーが確認できる書類

- 生活保護を受給している世帯 → 高校生等本人のマイナンバーカードですか。
- 生活保護以外の世帯 → 保護者等全員のマイナンバーカードですか。
- 住民税の申告はしていますか。
未申告の場合、課税状況の照会ができませんので、マイナンバー書類ではなく（非）課税証明書を提出してください。
- 個人番号カード（写）等貼付台紙に貼りましたか。
- マイナンバーカードを両面コピーしましたか。マイナンバーカード以外をコピーした場合、本人確認書類（運転免許証等）もコピーしましたか。
- 書留等の配達記録が分かる手段で郵送してください。

高校生等の住民票の写し ※外国籍の場合、在留カードの提出に代えることが可能

- 高校生等本人の住民票ですか。
- マイナンバーが記載されていないものですか。
- （外国籍の場合）国籍・在留資格が記載されていますか。
- 認定基準日以降に発行したものですか。

【千葉県外の学校】**書面**で申請する方向け（**早期給付・通常給付**）

給付金受領口座届出書・通帳の写し

- 通帳の写しは、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されていますか。
- 口座名義人が高校生等本人の場合、別途、委任状（様式第8号）を記入しましたか。

生活保護受給世帯であることを証する書類 ※生活保護受給世帯で、マイナンバーを提出しない方のみ

- 福祉事務所が発行し、公印が押されている証明書ですか。
- 高校生等本人が生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが記載されていますか。
- 認定基準日以降に発行したものですか。
- 認定基準日時点で生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが記載されていますか。

道府県民税所得割・市町村民税所得割を確認できる書類 ※生活保護以外の世帯で、マイナンバーを提出しない方のみ

- 証明書の年度はお間違いないですか。
早期給付 → 令和7年度（2025年度）道府県民税所得割・市町村民税
通常給付 → 令和8年度（2026年度）道府県民税所得割・市町村民税
- 認定基準日以降に発行したものですか。

高校生等の在学証明書

- 氏名、生年月日、学年、課程が記載されていますか。
- 学校が発行し、学校長の印が押されている証明書ですか。
- 認定基準日時点の在学状況が証明されていますか。

外国籍の方

- 高校生等本人の在留資格等は、以下①～④のいずれかに該当しますか。
 - ①特別永住者／永住者／日本人の配偶者等／永住者の配偶者等
 - ②定住者（日本に永住する意思がある方に限る）
 - ③家族滞在であり、以下両方を満たす
 - ・日本の小中学校を卒業
 - ・日本に就労して定着する意思がある
 - ④**新入生（令和8年4月1日以降に入学）の場合**
在留資格は①～③や「留学」に該当しないが、保護者等全員が生活保護世帯か、住民税非課税世帯である。
 - ④**在校生（令和8年3月31日以前に入学）の場合**
在留資格は①～③に該当しないが、保護者等全員が生活保護世帯か、住民税非課税世帯である。
- 高校生等本人の在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校・中学校の卒業証明書を用意しましたか。

専攻科の方

※専攻科とは、国家資格等を取得するために、通常の高校等（例：本科3年間）を卒業した人が、さらに1～2年間専門的な知識や技術を学ぶ課程です。

- 個人対象要件証明書（様式第21号）は、学校が発行し、学校長の印が押されている証明書ですか。
- 認定基準日時点の在学状況や、様式第21号に記載の要件を満たすこと（習得単位状況、出席状況等）が証明されていますか。
- （多子世帯のみ）1月1日以降に新たに生まれた子がいる場合、生計維持者全員の扶養親族が確認できる書類を用意しましたか。